

別表：水道局にとどめ置く対象となる契約

契約の種類	対象となる契約内容
工事の請負契約	予定価格が7,000,000円以下のもの
工事以外の請負契約	予定価格が2,000,000円以下のもの
不動産以外の物件の買入契約	予定価格が2,000,000円以下のもの
不動産以外の物件の借入契約	予定賃料総額が1,400,000円以下のもの
大阪市契約規則第3条第1項第8号に規定する市長が別に定める業務委託契約	予定価格が2,000,000円以下のもの
上記以外の契約	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気、ガス及び水道の供給契約 (2) 旅客用及び貨客兼用自動車借入契約 (3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき設置された駐車場の借入契約 (4) 事業生産品等の売払契約 (5) ガス設備工事請負契約 (6) 契約管財局長が締結する単価の予約にかかる契約に基づく不動産以外の物件の買入及び借入契約 (7) 複写機の借入契約 (8) 新聞、雑誌その他の定期刊行物及び書籍の買入契約 (9) 独立行政法人都市再生機構が大規模住宅建設等に伴って立替施行により建設する利便施設及び公共施設の買入契約 (10) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年大阪市条例第5号）第1号に規定する長期継続契約により借り入れた物品を引き続き借り入れる契約 (11) 地方公営企業法施行令（以下「政令」という。）第21条の14第1項第3号の規定による随意契約（物品の買入契約をするときは福祉局長に、役務の提供を受ける契約をするときは福祉局長及びこども青少年局長に協議すること） (12) 政令第21条の14第1項第4号の規定による随意契約（経済戦略局長に協議すること）
事業特性を考慮した上で水道局に留めおくことが適当であるもの	給水装置の緊急補修などにかかる契約